

02 静保生第 1033 号
令和 2 年 5 月 13 日

クリーニング所開設者 各位

静岡市保健所長
(生活衛生課)

新型コロナウイルス感染症患者等が使用したリネン類の取扱いについて (通知)

日頃より、本市の生活衛生行政に御理解と御協力をいただきありがとうございます。
今般、令和 2 年 4 月 24 日付け事務連絡にて厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課から「新型コロナウイルス感染症患者等が使用した物として引き渡されたリネン類の取扱いについて」の通知がありましたので送付します。

つきましては、通知内容を参考にリネン類を取り扱っていただくとともに、下記の事項に留意し、貴施設の衛生管理の徹底をお願いします。

また、今後のクリーニング所に係る新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は、本市ホームページに掲載しますので、必ず定期的に確認するようお願いいたします。

記

1 洗濯物の確認

洗濯物を受け取る際には、新型コロナウイルスへの感染が疑われる患者が使用していないか確認してください。該当する場合は「消毒を要する洗濯物」として取り扱い、別添「医療機関における新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の取り扱いについて」のとおり消毒を行ってください。

2 接触感染防止対策

(1) 施設利用客及び従業者に対して、適切な手洗い等の感染対策を推奨してください。施設の出入口に手指消毒薬を設置し、利用を推奨することも有効です(手など皮膚の消毒を行う場合には、消毒用アルコール(70%)が有効です)。

(2) 施設環境の清浄化を実施してください。

◆ドアのノブ◆手洗い場の蛇口とシンク◆ボタン等の手の触れる場所◆レジ
(パブリックスペースの消毒を行う場合は 0.1%の次亜塩素酸ナトリウム溶液が有効です)。

裏面もあります

3 飛沫感染防止対策

3つの条件（換気の悪い密閉空間）、（多数が集まる密集場所）、（間近で会話や発声をする密接場面）が重ならないように、施設環境を整え、施設利用客に周知してください。

<添付書類>

- ・「新型コロナウイルス感染症患者等が使用した物として引き渡されたリネン類の取扱いについて」（厚生労働省通知）
- ・【別添】「医療機関における新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の取扱いについて」（厚生労働省通知）

※静岡市保健所生活衛生課の新型コロナウイルス関係のページURL

https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_006620_00001.html

○お問い合わせ先

静岡市保健所

生活衛生課 生活衛生係

TEL054-249-3156